

概要	
① 構成・運営	・ 議員 国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣 《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》 地方：地方六団体代表（各 1 人）《副議長を互選》 ・ 臨時の議員 ・ 議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長 ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可
② 協議の対象	次に掲げる事項のうち重要なもの ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項 ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項 ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの
③ 招集等	・ 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可） ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可
④ 分科会	分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能
⑤ 国会への報告	議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出
⑥ 協議結果の尊重	協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

